

十日町市有害鳥獣捕獲担い手緊急確保補助金交付要綱

平成25年11月13日

十日町市告示第507号

(趣旨)

第1条 この告示は、有害鳥獣による農作物への被害を防止する活動に従事する担い手を確保するため、第3条に定める者に対し補助金を交付するものとし、その交付に関しては、十日町市補助金等交付規則（平成17年十日町市規則第64号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(狩猟免許の種類)

第2条 狩猟免許の種類は、第一種銃猟免許とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有する新規に狩猟免許を取得した者、新規にライフル銃の所持許可を受けた者又はライフル銃の射撃の練習（講習の受講を含む。以下「射撃練習」という。）をする者であって、一般社団法人新潟県猟友会十日町支部（以下「猟友会」という。）に入会し、かつ、有害鳥獣の捕獲等の活動を行う者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及びその限度額は、次のとおりとする。

補助対象者	補助対象経費	補助率及び限度額
新規に狩猟免許を取得した者及び新規にライフル銃の所持許可を受けた者	診断書手数料	5,000円
	射撃講習会受講料	散弾銃 39,000円 ライフル銃 42,000円
	診断書手数料（精神保健指定医）	5,000円
	ハンター保険料	5,000円
	銃砲店でのライフル銃（併用するスコープを含む）の初回購入費	2分の1以内とし、20万円を限度とする。
ライフル銃の射撃練習者	新潟県公安委員会が指定する県外ライフル射撃場で射撃練習を行うための交通費。ただし、補助金の対象となる交通費は、2往復までとする。	市役所本庁舎から県外射撃場までの最短往復距離（1キロメートル未満切り捨て）1キロメートル当たりを十日町市職員の旅費に関する条例第17条で定めた額で積算し、1往復につき5,000円を限度とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、前条の表の限度額の欄の額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、有害鳥獣捕獲担い手緊急確保補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 狩猟免許証、猟銃所持許可証及び狩猟者登録証の写し
- (2) 補助対象経費の領収書の写し。ただし、ライフル銃の射撃練習の場合は、ライフル射撃場の使用料又は教習の受講料の領収書の写しとする。
- (3) 猟友会の会員である証明書（様式第2号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の交付申請書を受理したときは、必要な事項を審査し、適当と認めた場合は、有害鳥獣捕獲担い手緊急確保補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請をした者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 補助対象者は、前条の規定による交付決定通知を受けたときは、有害鳥獣捕獲担い手緊急確保補助金請求書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第10条 補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、市長は補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この告示に定める事項に違反したとき。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成25年5月2日から適用する。

附 則（平成26年十日町市告示第145号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年十日町市告示第428号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の十日町市有害鳥獣捕獲担い手緊急確保補助金交付要綱の規定は、平成28年10月1日から適用する。

附 則（令和2年十日町市告示第36号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。